

別表十(二)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

②

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十(二)

平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区				所得金額仮計又は計の	4	円
指定特定事業としての指定を受けた				は額の	5	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3			の(4)と(5)のうち少ない金額	6	
				損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平・	指定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適用対象年度に於いて損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額		
			10		
	平	・			円
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	合	計			

法 0301-1002